

○福岡県個人情報保護審議会運営要領

新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p>(部会)</p> <p>第二条 審議会に、条例第十八条の規定により次の各号に掲げる部会を置き、所掌事務は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二部会（住基法・番号利用法部会）</p> <p>イ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく本人確認情報及び<u>附票本人確認情報</u>の保護に関すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(部会)</p> <p>第二条 審議会に、条例第十八条の規定により次の各号に掲げる部会を置き、所掌事務は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二部会（住基法・番号利用法部会）</p> <p>イ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく本人確認情報の保護に関すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>2 略</p>	<p>住民基本台帳法の改正に伴う改正</p>